

II これまでの取組と当計画の作成経緯①

1 これまでの取組

平成9年以降、東南アジアを中心に、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1）がヒトに感染し、死亡するという事例が発生しており、このようなウイルスが変異すること等により人から人へ効率よく感染する能力を獲得して強い病原性を示す新型インフルエンザが発生することが懸念されたことから、平成17年12月に国は新型インフルエンザ対策のための行動計画等を策定した。本県においても国と時を同じくして平成17年12月に「佐賀県新型インフルエンザ対応行動計画（初版）」（以下、「旧行動計画」という。）を作成し、その後も法改正等を踏まえ、順次、時機に応じた取組を行った。

【第2版】平成18年に感染症法が改正されたことなどを受け、平成19年4月に旧行動計画を改訂（第2版）。

【第3版】平成20年に感染症法、検疫法等が改正され、国の行動計画やガイドラインが改定されたのを受け、平成21年1月に旧行動計画を改訂（第3版）。

【対応指針】平成21年4月に、インフルエンザ（H1N1）2009が発生し、WHOや厚生労働省は、新型インフルエンザの発生を宣言した。本県では、その病原性が季節性インフルエンザと同程度であったため、別途対応指針を作成することにより旧行動計画を弾力的に運用。

【第4版】平成23年10月に、インフルエンザ（H1N1）2009対応の検証結果を踏まえ、病原性・感染性の程度により、対策を柔軟に切り替えることができるよう旧行動計画を改訂（第4版）。

II これまでの取組と当計画の作成経緯②

2 新型インフルエンザ等対策行動計画の作成経緯

国は、インフルエンザ(H1N1)2009の教訓を踏まえて、対策の実効性をより高めるとともに、新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とした危機管理の法律である特措法を平成24年4月に制定（平成25年4月施行）し、あわせて、平成25年6月に特措法に基づく政府行動計画及び政府ガイドラインを作成した。

それらの内容を踏まえて特措法第7条第1項にいう都道府県行動計画として内容を見直し、新たに佐賀県新型インフルエンザ等対策行動計画として作成することとした。

なお、この行動計画の策定により、旧行動計画は廃止するが、この行動計画は旧行動計画の内容を踏まえて作成したものである。